

## よくある問合せ【酒類販売事業者等緊急支援】

### 1 「酒類販売事業者等」とは何ですか。

酒税法第7条に規定する酒類の製造免許又は同法第9条に規定する酒類の販売免許を受けている事業者をいいます。

### 2 申請の受付はいつからになりますか。

令和4年3月10日(木)から受付を開始し、令和4年5月31日(火)まで受け付けます。

### 3 1月分から3月分までをまとめて申請しなければならないのですか。

まとめて申請することもできますが、月毎に申請することもできます。

### 4 「県内事業者緊急支援金」を受給した（受給する予定の）場合もこの支援金の支給を受けられますか。

受給できます。

### 5 市町村が行っている事業者支援の給付金・支援金を受けています（受ける予定ですが）、この支援金の支給も受けられますか。

時短営業要請に応じた飲食店等に支払われる協力金以外であれば、基本的には受給できます。ただし、市町村の行う給付金・支援金は、各市町村によって給付や支援の条件が異なり、県の支援金を受けた場合に市町村からの給付や支援が受けられなくなる場合もありますので、各市町村の給付要件等を御確認ください。

### 6 大企業も対象になりますか。

本支援金の対象になるのは、申請要領に記載のとおりです。

原則、大企業は対象となりませんが、「中小法人」の定義に当てはまるのであればいわゆる大企業と言われる企業でも対象となる場合があります。

### 7 飲食店を営みながら酒類販売免許を取得して酒類販売を行っています。この場合、飲食店に対する休業・時短営業要請協力金とこの支援金の両方を受給することができますか。

飲食店に対する休業・時短営業要請協力金の受給対象となる事業者については、その受給の有無に限らず本支援金の対象とはなりません。

**8 県内に事業所（酒販店等）が複数ある場合はすべての事業所で申請できますか。**

この支給金は、事業所ごとではなく、事業者ごとの支給になります。また、支給の対象となるかの判断や支給額の積算に当たっては、経営するすべての事業所の総売上で積算し、判断することになります。

**9 国の事業復活支援金に申請している場合でも、県へ申請が必要ですか。**

別の制度となりますので、国への申請手続きの有無にかかわらず県への申請が必要です。

**10 小売酒販組合の会員ではありませんが、支援金の対象となりますか。**

支給要件を満たしていれば対象となります。小売酒販組合の会員か否かは問いません。

**11 本社が県外にあっても事業所（酒販店等）が県内にあれば対象になりますか。**

本社（本店）が県外にある場合は対象ではありません。ただし、登記上の住所は県外であっても、本社機能を有する主たる事業所が県内にあるなどの場合には対象となることがありますので御相談ください。

**12 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施されている<sup>●●</sup>県外の飲食店との取引で影響が出ていますが、対象になりますか。**

今回の支援金は、<sup>●●</sup>県内のまん延防止等重点措置の対象地域にある飲食店等との取引のある酒類販売事業者等を対象にしています。

**13 対象地域にある酒類の提供を停止した飲食店等と間取引を行っている場合、取引に介在する事業者数に制限はありますか。**

取引に介在する事業者数に制限はありません。

**14 申請書式や申請要領はどこで入手できますか。**

県の新型コロナ対策特設サイト内の支援金の案内ページからダウンロードできます。このほか、県小売酒販組合連合会への連絡による請求や、県庁本館の県民室及び県の各総合庁舎にある県政相談室で受け取ることもできます。

**15 申請書はどこにどのように提出すればいいのですか。**

申請書の受付は、県小売酒販組合連合会で行います。感染拡大防止の観点からできるだけ郵送等（送料は申請者負担になります。）による提出をお願いします。

**16 電子申請はできますか。**

申し訳ありませんが、現状電子申請での受付は想定していません。

**17 申請書を提出した後、不備があった場合は支給を受けられないのですか。**

申請書等を受け付けた後の審査で、書類の不備や確認したいことがあった場合には、審査を行っている県小売酒販組合連合会から連絡をさせていただき、補正等を行っていただくこととなります。

**18 申請からどのくらいで支給されますか。**

申請書等の不備がなければ、概ね3～4週後を目処に振込みを予定しています。ただし、申請件数が多い場合等遅れることもありますので、御了承ください。

**19 支援金の使い道に制限はありますか。**

特に制限はありません。